Ａ大学（大学院○○研究科）及びＢ大学（○学部）の法曹養成連携協定※の変更協定

※　認定を受けた協定の名称を記入。

Ａ大学大学院○○研究科（以下「甲」という。）とＢ大学○学部（以下「乙」という。）は、令和○年○月○日付○文科高第○号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第６条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第１条　甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

１　令和○年○月〇日より、連携法曹基礎課程（認定協定第○条第○号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の名称を「～」から「～」に変更する。

２　令和○年○月○日より、連携法曹基礎課程の定員を○名から○名に変更する。

３　令和○年○月○日より、連携法曹基礎課程の開設科目「民法○」が４単位であったものを２単位に変更する。

４　令和○年○月○日より、連携法曹基礎課程の開設科目を次のとおり追加する。

　　（１）～～～

　　（２）～～～

　　（３）～～～

４　令和○年○月○日から、連携法曹基礎課程の成績評価について○段階評価としていたものを○段階評価に変更する。

５　令和○年○月○日から、連携法曹基礎課程の早期卒業の対象者について、「～」を追加する。

（効力の発生）

第２条　本協定は、法第７条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各１通を保有する。

令和○年○月○日

甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

学長（代理人）　　　　　　　　　　　　　学長（代理人）

【解説】法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律においては、法曹養成連携協定は「大学」対「大学」で締結するものとされているが、ガイドラインに記載のとおり、権限委任を受けて部局間で締結することも可能である。（「代理人」の記載はその際に用いるものである。）

**＜別紙＞**

* 変更後の「Ａ大学（大学院○○研究科）及びＢ大学（○学部）の法曹養成連携協定」（別紙１～４を含む。）を添付してください。

変更後の協定について、署名は不要です。（氏名は印字し、日付は変更協定の日付としてください。）

変更に係る付属資料も添付資料として提出してください。